

公の施設の指定管理者の指定について

山形市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条の規定により、次のとおり指定管理者を指定しました。

1 施設名 山形市野草園

2 指定管理者

名 称 一般財団法人山形市都市振興公社
所在地 山形市旅籠町二丁目3番25号

3 指定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年）

4 申請団体数 1団体（非公募）

5 指定管理者選定評価審査委員会

- (1) 開催日 令和7年10月21日（火）
(2) 審査委員構成 3名（市職員1名、弁護士、公認会計士）
(3) 審査の基準及び方法

山形市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条第2項の規定により設定した審査基準に基づき、事業計画書、収支予算書等の申請書類及び当日のプレゼンテーションをもとに審査を行いました。

6 審査結果

No.	審査基準	審査項目	審査ポイント	満点	一般財団法人 山形市都市振興 公社
1	1 平等利用の確保 (手続条例第3条第2項第1号)	①施設の平等利用を図るために具体的な手法と期待される効果	・生活弱者等への配慮 ・事業内容に偏りがないか。 ・できるだけ不特定多数の住民の利便性について配慮しているか。	30	18
2	2 施設の設置目的の効果的・効率的達成 (手続条例第3条第2項第2号)	①施設の設置目的と管理に対する基本的な考え方 (管理運営方針)	・市が示す管理運営方針と申請者が提案する運営に関する実施方針が一致しているか。 ・申請者の法令遵守の姿勢及び経営モラルは適切か。	30	20
3		②施設の管理運営経費の内容	・市が示す経費の上限額（設定額）以下か。 ・経費縮減への取組みは十分か。	30	20
4		③収支計画の最適性及び実現可能性	・収支の積算と事業計画は整合性が図られているか。 ・収支計画は実現可能なものか。	30	20

No.	審査基準	審査項目	審査ポイント	満点	一般財団法人 山形市都市振興 公社
5	2 施設の設置目的の効果的・効率的達成 (手続条例第3条第2項第2号)	④入園者の増加を図るための手法と期待される効果	・広報計画の内容は適切か。 ・利用拡大のための取組みプランは十分か。 ・地域、関係機関、NPO等との連携はあるか。	30	24
6		⑤サービス向上を図るための具体的な手法と期待される効果	・サービス向上のための取組み内容は適切か。 ・仕様書で示した内容への提案は適切か。 ・自主事業の企画は、市が意図しているものと合致しているか。 ・施設の機能や設備を十分に活用しているか。 ・市が求める管理の基準に合致しているか。	30	24
7		⑥安全管理等に関する取組み	・施設の安全管理、利用者等の安全管理への取組みは十分か。 ・情報公開、個人情報保護への取組みは十分か。	30	18
8		⑦利用者満足度向上のための工夫	・利用者の苦情に対する対応が十分か。 ・苦情や要望を管理に反映する工夫はなされているか。	30	22
9		⑧施設の維持管理の効率性	・維持管理は適切かつ効率的に計画されているか。	30	18
10	3 施設管理を安定的に行う能力 (手続条例第3条第2項第3号)	①安定的な運営が可能となる人的能力	・人員体制は十分か。 ・必要な有資格者は充足しているか。 ・人員の採用、確保については適切か。 ・人員の育成、研修体制は十分か。	30	18
11		②安定的な運営が可能となる経営的基盤	・申請者の財務状況は健全であるか。 ・金融機関、出資者等の支援体制は十分か。	30	18
12	4 施設の性質又は目的に応じたその他必要な基準 (手続条例第3条第2項第4号)	①緑化推進・普及事業の実績及び計画状況	・緑化推進・普及事業に関わってきた実績及び計画内容は十分か。 ・事業実施において関連団体との連携、協力体制が構築されているか。	30	18
13		②地域貢献	・地元雇用に配慮しているか。 ・市内業者の積極的な活用に配慮されているか。	30	20
14		③博物館指定施設としての取組み	・学芸員を中心とした事業内容になっているか。 ・取組み内容が博物館指定施設の目的に合致しているか。	30	18
合計				420	276
				得点 比率	65.7%